

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会専門部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会に置く専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会幹事会の指示を受け、消防広域化に関し必要な事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）総務専門部会

- ① 印西市の防災課担当者及び財政課担当者
- ② 白井市の市民安全課担当者及び財政課担当者
- ③ 栄町の消防防災課担当者及び財政課担当者
- ④ 印西地区消防組合の総務課長
- ⑤ 栄町消防署副署長
- ⑥ 総務専門部会長が必要と認める者

（2）予防専門部会

- ① 印西地区消防組合の第3方面本部長及び予防課長
- ② 栄町消防署副署長
- ③ 予防専門部会長が必要と認める者

（3）警防専門部会

- ① 印西地区消防組合の第2方面本部長及び警防課長
- ② 栄町消防署副署長
- ③ 警防専門部会長が必要と認める者

2 各専門部会は必要に応じ分科会を組織することができる。

（部会長）

第4条 各専門部会の長（以下「部会長」という。）は、印西地区消防組合職員のうち上席の者が部会長となる。

（会議）

第5条 各専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長がこれを招集する。

2 会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件は、部会長があらかじめ

め第3条第1項に規定する者（以下「部会員」という。）に通知しなければならない。

（会議の運営及び決定）

第6条 部会長は、会議の座長となる。

- 2 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指定した者がその職務を代理する。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。
- 4 部会員は、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめその者が指名した者を代理出席させることができる。
- 5 会議で協議した事項については、最終案を決定した後、部会長が印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会幹事会に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。